

東かがわ市規則第6号

東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月19日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例施行規則（平成26年東かがわ市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
(保育料の減免) 第3条 条例第7条に規定する利用者負担額等の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。 別表（第2条関係）					(保育料の減免) 第3条 条例第6条に規定する利用者負担額等の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。 別表（第2条関係）						
月の初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（単位 円） （月額）			月の初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（単位 円） （月額）				
階層区分	定義	0歳児		1、2歳児		階層区分	定義	0歳児		1、2歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	略					A	略				
B	A階層を除き、入所日の属する年度において、8月以前に入所の場合は前年度	非課税世帯	0		0	B1	A階層を除き、入所日の属する年度において、8月以前に入所の場合は前年度	非課税世帯	0		0
C	分を9月以降の入所の場合は現年度の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	略				B2	分を9月以降の入所の場合は前年度	非課税世帯	0		0
略		略				C1	入所の場合は現年度の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	略			

備考

1・2 略

3 次の各号に掲げる世帯（生計を一にする同居の親族がいる場合を除く。）

備考

1・2 略

3 次の各号に掲げる世帯（生計を一にする同居の親族がいる場合を除く。）

改正後	改正前
<p>く。)に該当する場合は、基準額表の規定にかかわらず、C階層からD4階層までの区分に該当する場合は、第1子の利用者負担額を2分の1とし、第2子以降の利用者負担額を免除する。ただし、D3階層に該当する場合は第1子の利用者負担額は、D2階層の利用者負担額の2分の1とし、D4階層に該当する場合は第1子の利用者負担額は、9,000円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p>	<p>この表において「ひとり親世帯等」という。)に該当する場合は、基準額表の規定にかかわらず、C1階層からD4階層までの区分に該当する場合は、第1子の利用者負担額を2分の1とし、第2子以降の利用者負担額を免除する。ただし、D3階層に該当する場合は第1子の利用者負担額は、D2階層の利用者負担額の2分の1とし、D4階層に該当する場合は第1子の利用者負担額は、9,000円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。